

事業場排水水質調査業務仕様書

第1章 総則

第1節 一般事項

本仕様書は、市内徳山・新南陽・熊毛地域の事業場の水質調査業務に適用するものである。
本業務は、本仕様書に基づき、各事業場から排出される排水の水質調査を行なうものである。

第2節 履行場所(調査対象事業場)

市内徳山・新南陽・熊毛地域の57事業場(のべ70事業場)

第3節 分析方法

下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)

第4節 提出書類

分析結果報告書

調査実施毎に1部提出すること。

- ・表紙に業務名、日付を記載すること。
- ・気温、水温及び試料採取時間を記載すること。
- ・定量下限値、検出下限値及び計量方法を記載すること。
- ・一覧表を添付すること。
- ・調査実施日より20日以内に提出すること。

第5節 安全管理等

- 1) 受注者は、関係法令等を遵守し、安全衛生管理に努め、適正な保護具を確実に着用して業務を履行しなければならない。
- 2) 受注者は、業務上の作業全般において、事故防止のため作業に従事する者に対し、常に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 3) 機械器具その他の設備は常時点検して安全を図ること。
- 4) 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。

第6節 履行期間

契約日から令和9年3月31日まで

第7節 支払方法

業務終了後1回払い

第8節 留意事項

- 1) 関係する法令、規則等を遵守して行うこと。
- 2) 調査は8回に分けて実施する。その日時については、協議のうえ決定する。
- 3) 事業場に立入る際は、担当職員の指示に従うこと。
- 4) サンプルング時に周りを汚さないように、十分注意すること。汚した場合は、清掃等の処置を講ずること。
- 5) 4)に備えるため、ウエス等を準備すること。
- 6) 分析結果に信頼がおけないと判断される場合は、受注者の責任において再分析を行なうなど、必要な措置を講ずること。
- 7) 立入事業場は、変更することがある(項目、検体数は変更しない)。
- 8) 業務上知り得た情報については、分析結果等に限らず第三者に漏らしてはならない。
- 9) 業務実施中に、立入事業場及び第三者に損害を与えた場合、受注者はその責を負うこと。
- 10) 主たる業務の再委託を禁止する。
- 11) 調査対象事業場の数を変更する場合がある(のべ事業場数及び項目は変更しない)

第2章 水質調査業務内容

調査回	項目																	
	pH	BOD	SS	揮発油	動植物油	アンモニア性窒素	亜硝酸性窒素	硝酸性窒素	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	総水銀	フェノール	銅	亜鉛	溶解性鉄	全クロム
第1回(新南陽)	8	5	5	1	3	0	0	1	2	1	2	3	1	3	2	2	2	0
第2回(熊毛)	7	4	4	2	2	1	1	1	3	0	3	3	3	3	3	2	3	0
第3回(徳山)	8	7	7	0	5	0	0	0	2	0	3	3	2	3	2	3	3	0
第4回(徳山)	8	1	1	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第5回(新南陽)	9	3	3	4	1	0	1	0	1	0	2	2	1	2	1	3	3	0
第6回(徳山)	10	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第7回(熊毛)	10	4	4	4	2	1	1	1	3	0	4	4	3	4	3	3	4	0
第8回(徳山)	10	4	4	6	2	0	0	0	2	0	2	2	2	2	2	2	2	0
合計	70	28	28	34	16	2	3	3	13	1	16	17	12	17	13	15	17	0